

平成19年 第3回定例会一般質問

議長 横尾 武志君

5番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

おはようございます。5番、岡夏子、一般質問を行います。

本日2点お尋ねいたします。まず、入札制度改革について。昨今、独立行政法人や国直轄の工事に関する談合や福島県、和歌山県、宮崎県知事らが関与した官製談合など大きな事件が相次ぎ、官僚、企業、政治家の癒着の構造の常態化が明らかになり、国民の役所や政治家に対する信頼は失墜しております。市町村の公共工事に関する談合や不正も後を絶たない状況であります。

一方、2001年入札契約適正化法の施行後、談合防止法や談合に係る罰則の強化などが盛り込まれた改正独占禁止法など、法整備が進んでいる中、入札制度改革を進めている自治体からは、健全な競争力による財政の削減効果などが報告されております。

まず、1番目に行財政改革に上げておられる公共工事に関して入札結果の公表と入札契約方法の検討の進捗状況をお尋ねいたします。

2番目として、昨年度の入札結果表から私なりに落札表を計算いたしますと、1億円以上の工事に関しては1件ございました。それは99.7%、1,000万円以上7件にしまして、平均落札率98.1%、500万円以上9件、平均97.8%と高落札であります。

落札率を仮に各90%で計算してみますと、契約額より総額2,700万円前後の削減効果となりました。総じて競争力が働いていないと思われませんが、見解をお尋ねいたします。

3番目として、昨年12月全国知事会において、一般競争入札の拡大と指名競争入札の原則禁止などを盛り込んだ、公共調達改革指針を緊急報告しており、法整備も含めた入札制度の見直しは緊急な課題であると思われれます。町長の見解と具体的な施策をお尋ねいたします。

大きな2点目として、職員の意識改革についてお尋ねいたします。地方分権時代を向かえ、自律したまちづくりを進めている中、職員の意識改革の取り組みはどうなっているのでしょうか。また、町民の皆さんがどのような行政サービスとどのような職員像を求めておられるのか、把握するためにも町民アンケートは不可欠と思っております。町長のこれに対する考えあるいは姿勢と具体的施策をお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。なお、本日は皆様のお手元に入札制度改革についての資料を配付させていただきます。自席にて2回目以降、その資料をもとに質問したいと思います。よろしく願いいたします。

議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

財政課長 占部 義和君

それではお答えいたします。まず、1点目、入札制度改革についてですが、その中の1点目、行政改革大綱に基づく集中改革プランに掲げております入札結果の公表と入札契約の方法の検討、この進捗状況についてでございますが、入札結果の公表につきましては、予定どおり平成18年度より契約日、契約件名、業者名、契約金額、この4項目について、町のホームページで公表しております。

しかしながら、入札契約方法の検討につきましては、この集中改革プランでは19年度から一部実施という予定にしておりましたが、諸般の事情により、現時点まで実施できておりません。引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

2点目、18年度の実績として、いわゆる落札率、これが高水準になると、これに対しての見解を述べよということでございますが、私どもといたしましては、あくまで入札の結果であると、このように受けとめております。2点目までは以上でございます。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

3点目と意識改革の次の1点目については、私に答えよということでございますのでお答えさせていただきますと思います。

まず、入札制度改革についてでございます。町長の見解と具体的な施策ということでございますが、公共工事の入札方法などについては、前向きに検討して見直すべきは直すことは必要だと考えておる次第であります。

なお、しかしながら、一方、町の商工業振興という観点もありますので、これらを総合的に勘案して実施することが肝要だと考えておる次第であります。具体的には担当者から説明をさせます。

次の職員の意識改革についてであります。職員の意識改革について私のマニフェストにおいても、職員力ということで町民の皆さんにお示しをしたところであるわけでございますが、効率的・効果的な行財政運営をしていくためには、職員の自覚と能力の向上は欠かせないものであるわけであります。したがって、このことは、私の重要課題の一つであると認識しております。今後とも精力的に取り組んでいかなければならないことではございますが、これは、永遠のテーマではないかと思っておるわけであります。その中の取り組み、それから、町民アンケートの件につきましても、担当者から説明をしていただきます。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

それでは、3点目の具体的な施策ということでございますが、1点目で申し上げました集中改革プランにも計上しておりますとおり、具体的な検討項目としましては、一般競争入札の拡大、それから、公募型入札、電子入札、それから、総合評価方式等の導入について検討してまいります。

なお、これらの導入につきましては、議員が先ほど述べられました全国知事会からの緊急報告、題名は都道府県の公共調達改革に関する指針、これに合致した内容になっております。

しかしながら、国とか都道府県、政令市を初めとする大きな市、こういった大きな組織では、これらすべて案件について導入というのは可能でしょうが、芦屋町のような小さな自治体、それから、町内業者の数、規模、こういったものを考慮しますと、すべての導入については無理があるのではないかと、このように考えております。

したがって、中小企業育成、こういった観点にも配慮しつつ、また、他の自治体の動向も踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

総務課長。

総務課長 嵐 保徳君

それでは、先ほど言いました職員の意識改革につきまして、具体的な施策についてをお答えさせていただきます。

職員の意識改革につきましては、町長申されましたとおり、人が財産である自治体にとりましては、ある意味、いつまでもの永久的なテーマであり、私自身も重要な課題というふうに考えております。

議員おっしゃったとおりに、地方分権時代のまちづくりを進めていくには、当然職員力、町長も言われております職員力を発揮しなければなりませんし、そのためには、全職員が今置かれている状況をきっちり認識し、意識改革に目覚め、時代に合った新たな発想で難局に立ち向かっていく強い意志を持つ人材の育成が急務だというふうに考えております。

また、職員の意識改革には制度の構築も非常に重要でございますが、それぞれ各所属部署において、日々管理者が業務を通して部下の指導育成に努めることも非常に重要であるというふうに思っておりますので、管理者自身のマネジメント能力の向上のための管理職研修の充実を今後図っていきたいというふうにも考えております。

一方、職員自体も昨今置かれている財政状況や住民意識の変化を認識しつつあり、現状の職員数の削減や給与カット等の現実を見て、コスト意識や当然住民の方に対する説明責任等の意識は高まってきておるといふふうに考えております。

今後は、一方で住民の目線に立って、住民協働のまちづくりを行っていくという職員自身の姿勢が非常に重要であるといふふうに思っております。そのために、人材育成の基本となる芦屋町人材育成基本方針の作成に取り組んでまいりましたが、昨日今井議員の一般質問の際にもお答えいたしましたとおりに、残念でございますけれども計画どおり進んでおりません。この点につきましては申しわけございません。

今年度いっぱいまでには策定をきっちり終わって、次年度からそういうものが活用できるようにしたいといふふうに考えております。

また、資質向上の基本方針がないからといって職員の資質向上に必要な職員研修はきっちり今でも行っております。各経験に応じました県の市町村職員研修所の研修をメインに、これは民間の研修機関でございますが、そういったものを活用した法令実務規則講座等、各種実務に合わせたセミナーの派遣や北九州市との広域連携の研修、また、海外研修を受講させて、資質向上に努めておるところでございます。

今年度中に策定いたします人材育成基本方針の策定で、今後は今の研修のあり方も含めまして体系的な研修のあり方や、また一方で各自のきちんと仕事をしていく目標設定を明確にしていくシステムを構築したいといふふうに考えておりますので、今しばらくの猶予をお願いする次第でございます。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

企画課長。

企画課長 鶴原 洋一君

私の方からはアンケートについて、答弁をいたしたいと思っております。アンケート調査につきましては、住民参画まちづくり条例案においても、住民の意見、情報を得るために有効な手法として掲げておるところでございます。また、今後、本格的な導入をしていく予定でございますP D C A、いわゆる行政評価においても有効なものと思っております。評価をするためには指標、いわゆる数値化によることでその客観性が担保されると考えております。ただ単に、必要なこの事業は継続しますということや、効果は上がっているのだからさらに予算の上積みをと、言葉で表現してもその客観性は乏しいものになります。このため、アンケート調査により、どの程度の住民が当該施策に対してどの程度満足しているのか、あるいは納得しているのかを判断する一定の指標になると考えているものです。満足度または納得度が前年に対してどう推移しているのかなど

については、業務を見直すための材料にもなります。

また、芦屋町へ転入された住民の皆様へのアンケートについても、なぜ本町の住民になったのかなどの考え方やその意向など調査することにより、まちづくりのヒントを得ることもあるかと思っております。

したがいまして、住民アンケートにつきましては、前向きに検討して、できるだけ早期に実現したいと考えています。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

入札制度改革について2回目の質問を行います。行革に上がっております公共工事に関するテーマ2つです。情報公開、そして、一つは入札契約の見直しあるいは方法の検討ということで上がっていますが、当初の予定では、先ほど課長がおっしゃったように、18年度についてはもう実績も先ほど報告されましたが、契約結果などを報告されていると。そして、19年度は当初一部実施、いわゆるその入札契約方法について一部実施ということになっていたが、諸般の事情によりできないと、それで引き続き検討ということをおっしゃいましたが、その諸般をできれば教えてください。諸般の事情とは何なのでしょうか。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

言葉上諸般の事情という表現使いましたが、これをすべてオープンにした方がいいのか悪いのか。もうこれをすべてをオープンにしますと、町内業者のそういう工事業者の方々、芦屋町にお住まいになって法人町民税をお納めになり、町民税を納めていただいているそういった業者の方を排除する形になりはしないか、そういった観点ちゅうのも一つ重要な課題でありますので、それから、先ほど町長が言われました、透明性、公平性、この辺の確保には、やはり総合的な検討が必要であろうということで、検討期間を若干引き延ばしていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

これはほかの行革の項目もそうですが、17年度から21年度までの5カ年間の行財政改革の

一つの項目です。それで、先ほど鶴原企画課長もおっしゃいましたが、行革に上がっているものもろもろの施策は、先ほどPDCAとおっしゃいましたけれども、まず計画をつくる、プランです。そして、Cはチェック、点検、失礼しました。PはもちろんPlanで計画、そして、D、次に来るのはDです。これは、もうDoということで実施になります。そして、CがCheck、点検、そして、Aは、その見直しによって、また是正処理を行うと。そういうふうに私どもも認識しておりますし、その中のこの公共工事に関しては、この流れからすると後退していると、事実、そのことの問題点をまず指摘するとともに、これは、町長にもう一度ちょっとお尋ねしたいということでは、通告書の冒頭に上げておりました一連の官製談合、あるいは大きな談合、そして、汚職、そういう本当にこの数年、2年ほど前から、これは公正取引委員会の権限とか調査機能の拡大とかいう原因もあってかなり大きな事件がたくさん上がっているという見方もできますが、かなり本当に国民あるいは納税者である市町村のそれぞれの庶民の方の感情としては、本当に役所に対して、あるいは県知事あたりがすべて選挙に絡んだ、あるいは身内の事業者に関するいろいろな関与の仕方、身内企業です。そういうことがクルーズアップされました。

今、政界の方ではもちろん総裁選もそうですけれども、政治と金、特に市町村あたりのところでは政務調査費、国会議員のところでは政治資金ですか、そういう政治とカネがかなり乱雑に使われておると、そのことが問題になっておりますが、本当に数カ月前まではこの入札制度改革についてマスコミも取り上げ、そして、各県レベル、市町村レベルでも試行錯誤しながら、談合防止に向けた入札契約の見直しなどが報道されております。そういう状況にあって、この芦屋町の行政改革にも上がっている入札制度改革の内容が検討ということになっております。

そこで、町長にこの一連の国や地方レベルの談合ないしは不正問題についてどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

ちょっとお話が多岐にわたって、どういうふうに話のご質問の核というのがよくわからないんですが、まず、昨今からいろいろ議員お指摘の各福島、和歌山、宮崎の官製談合の件ということで、談合について、そして、そういう一連のこのような全国的な大きなこういう不正に対することについてのあっておるといことで、芦屋町について、このことに関しての関連というか、このことについてどう改正されるのかなということについての質問と受けとめてお答えするわけですが、このことは、全国的な問題でありまして、議員ご指摘のように、全国知事会でも議員の資料にもありますように、都道府県の公共調達改革に対する指針というものが出ておるわけでございます。

いろんな先ほど担当課長言いましたように、国レベル、それから、県レベル、それから、政令指定都市レベル、予算が随分違うわけでごさいます、発注する工事も数十億円、数億円、何千万円、芦屋町におきましては、私は見るところやはり数千万円か何百万円の工事であろうかと思うわけでごさいます、その中で、そういうことを踏まえて、じゃあ、こういうふう知事会が指針を出しておるので、じゃあ、そのとおりにすべて一般競争ですということは、いろんなさまさまなやはりこういう地域、地方都市にどうかなというふうに私自身は思っておるわけでごさいます。

というのは、じゃあ、芦屋町において、すべてにおいて一般競争入札をやるということになりますと、これまた大きな話になりますが、今、国で言われておる格差の是正、これは、今、この問題がなぜ問われておるかということは、やはり私自身の考えといたしましては、規制緩和の結果だと思っておるわけでごさいます。

やはり、資本力の大きいところが小さいところを食う、弱肉強食、これは世の習いでありまして、例えば、芦屋町に1,000万円の工事が出たと。これ一般競争入札ですよ。北九州、福岡市内の大手が来る。これは資本力が違いますので、必ずやこれは資本の大きいところは、私は落札するのではないかと思うわけでごさいます。それはそれで自由競争でありますんで、それはそれでもしそうならばいたし方ないことであると思うわけでごさいます、じゃあ、一転方向性を変えまして、一たん芦屋町に災害が起きた場合に、昔から災害が起きた場合、町内の土木、水道、電気業者にすぐ連絡をとって復旧作業だとか緊急な作業をやっていただいておりますが、だから、そういうことも、いろんなことも含めて検討しなくてはいけないということであろうかと思うわけでありまして。ただ単に、一般競争入札が結局全国レベルでこういうふうになくなっていくと。そして、結局、こういうふうな指針が出ているということで、では早速この人口1万6,000の小さな町に果たしてこれが合致できるかどうかということは、いろんな方のご審議をいただく必要があるのではないかと私自身思っておるわけでごさいます。

以上であります。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

町長に対する質問がちょっと散漫だという指摘だったので、もうそれでは、私は入札に関してすべて一般競争入札にと、確かにこの知事会の方にも入っております。そのことを一切強調しておりません。最初に、この行革に上がっている内容がまず後退してると。そして、一連の大きな事件があった。そのことと絡めて大局的にお話をちょっと聞いたんですけど、大局的なところで、質問の趣旨が伝わらなかったものであれですが、では、その今町長がおっしゃった、仮に

その一般競争入札を自由競争にしたらどうなるかと。このことは、この行政改革に出す以前、あるいは出してもそのことは当然ついて回る。

しかし、ここに上げてある、そして、諸般の事情により、今おっしゃった町長の事情などによってまた検討されると。それぞれ国、県、政令指定市、あるいは中核の都市、ここみたいに本当に1万6,000の人口規模のところ、それぞれです。ですから、それにあわせてこれは詳しく説明はできませんが、私が資料として上げております都道府県からあるいは全国的なレベルで会議をされました、5ページにあります地方公共団体の入札契約適正化連絡会議あたりが指針を出してる。この内容に沿ってやって取り組まなければならないこと。だから、先んじてそのことだけを私は取り上げているのではありません。まず、行革に上げて、そして、それが仮に17年度が検討、18年度は情報公開の公表、これはクリアしましたと。そして、19年度が諸般の事情により検討、これであれば、いつまでも検討で、これ21年までで終わるのではないかと危惧します。その検討という、19年度に出されたその結論といいますか、行政側の検討、もう言葉はちょっと悪いですけども、お役所言葉で、検討とか善処とかってという言葉はやらないのと一緒というふうに一般的には思われてます。この検討されたのは、行政サイドだけなんでしょうか、それをお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

行政サイドだけかちゅうことは、例えば外部の学識者等々を交えて検討したかと、そういう意味でしょうか。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

それも含めてですが、例えば、地元の有識者とかそういうことも含めて、すべてにおいて、いわゆる職員間でこの行革に上げられたことが19年度検討という結論に達したのか、それに係る検討が外部からはどのようなかわりがあったのかということをお尋ねいたしたいと。

議長 横尾 武志君

財政課長。

財政課長 占部 義和君

基本的には職員間でございます。それから、これは、行政改革の推進委員会、町内の有識者の方々、それから公募による委員の方々、こういった方で年次年次の検証といいますか、予定どおり進捗しておるか、できてなければどういう原因だ、どういう方向に向かうべきだと、そ

った会議がございまして、実はこの件に関してもご指摘いただいております。そのご指摘いただいた事項をさらに行革本部の方で再検討いたしまして、それで執行部としての案を変更になりますけれども、案を固めたいと思っております。まだ、その行革本部の開催には至っておりません。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

この行革そのものは、本当先ほど言いましたように、P D C Aと、常に見直しをしながら、決して後退させるべきものではないと思っています。しかし、この入札制度改革というのが本当に容易ではないということを私も知っているつもりでございます。しかし、これは、法律ができるまでもなく、この入札契約に係る基本的な姿勢、基本的なやり方は、これはもう地方自治法の234条にあります。先ほど来町長がおっしゃっていらっしゃいます自由競争であるところの一般競争入札が基本です。しかし、2項には指名競争入札だとか随意契約とか競り売りとか、そういうことができると。その原点に立って、そして、本当にこの日本の公共工事に関しては市町村レベルで解決できないものの理由の1つに、これまでの国の施策、公共工事に対する施策、これも大きな問題として地方は負担が強いられていると、借金のことも含めて、しかし、まさにそういう諸般の事情があっても、これは改革しなければならない。なぜか、税金を使っているから透明性を確保し、これは、先ほど来課長がおっしゃっていらっしゃいます公表も含めて、情報公開、あるいはこの入札改革に関する情報の提供、あるいは不正や事件、そういうことに関するものに対する公表、そして、公平性、公平性というのは、だれでも入札できます。そのかわり危険性は本当に大型ゼネコン、いわゆるゼネコンと言われる、特に建設関係にあっては、もうこの間本当に多くの摘発がされて、そして、県レベル、市町村レベルでもいろいろな工事に影響するほど、その業者の指定解除、排除勧告というも行われています。そういう状況は、この改革しようという過渡期である、いわゆる膿を出さなければならないという、そういう状況だろうと思っています。

一方、先ほど辻本さんもおっしゃいましたように、町内の商工業者の高齢化あるいは事業不振、そういうことで、確かに問題はあります。しかし、私が言いたいのは、この公共工事に関しては、町内業者といえどもいろいろな業者さんがいらっしゃいます。物品調達でしたら、魚、野菜、そういうものから、文房具、庁舎に納める文房具とかそういうものもあります。しかし、公平性という意味において、この建設業者に係るこの町の予算、いわゆる予算、いわゆる金額、比べものにならないという、そういうところからは、決してその商工業者いろんな事業をされている人たちと一緒にできないなと私は個人的に思います。

何を言いたいかといいますと、建設業に関しては、かなり金額も高額であります。そのために、私が冒頭で説明したように、単純に90%で落札した理由としては、適正な予定価格の90%あるいは85%ぐらいが一般的には談合がないと、専門家の方々のあれがあったり、そういう発言があったり、あるいは今日参考資料としてやっております一番最後の全国市民オンブズが毎年これ2002年から調査して公表しておりますところの、これはもちろん県レベルです。この県レベルと1万6,000の市町村レベルと一緒にされてたまるかというふうに見ないでください。これは傾向です。2002年度からずっと2005年までの傾向が入っております。その参考として出しているだけですが、そのように、この建設業界においてのその町との契約を結ぶ場合の額はほかの物品の調達に比べ、比べものにならない。だからこそ、1%でも、企業努力をしていただく、あるいは当然その競争が働いて削減効果が出る、そういうものも含めてこの行革の中に上げてあるのではないのでしょうか。資料の方にも、この計画内容のところの備考にも経費の削減と書いてあります。こういう目的をもって上げられている、そのことで19年度検討にはまだ結論が達してないということとして受け取りますが、そういう意味でこの問題は喫緊の課題と認識していただきたい。

それと、この1週間ほど前、私がちょうど水巻町議会に傍聴に行きました際に、たまたま町の代表の方が、水巻の行革の報告をされてました。その中で、水巻も公共入札の見直しを17年度から断行して、そして、18年度には制限付一般競争入札、それはどういうことかといいますと、もう全く自由にしますと、先ほどみたいに、とんでもない、大きなところが出てきたりして、地元には何の恩恵も受けられないと、そういうことから、町内業者、あるいはその隣町、事業の内容、金額によってその対象を広げていくと、そういうことで、制限付一般競争入札を取り入れた、それも件数は微々たる数と。要するに、段階的に試行錯誤しながらいろんなことを取り組んでいき、談合そのものがそれで完全に遮断できるかという保証はない。それは今でもそうだというふうに私も認識しておりますが、そのように水巻町でも、制限付一般競争入札、そういうことをやっているという報告を受けました。

そして、近隣の筑豊地区あたり、ちょっと今日は新聞の報道が参考につけられませんでしたけど、筑豊あたりでも、特にやはり財政が厳しいところです。しかし、そういう中でもいろいろ試行錯誤しながら取り組んでいる、そして、やっぱりいろんな問題にぶつかったと、そういうことがる報道されております。そういう意味では、行政内部だけの判断をされないで、本当に真剣に業者の方々の意見も含めてでしようけれども、あるいはこの県や国の指針にも出ているとおり、まずその談合そのものが私あったと指摘するわけではありません。今後そういうことがないよう談合防止に向けて、その業者の方への徹底的な法令遵守とか、そういうもろもろも含めて、この間にやってこられたのかなということを考えますが、今後に向けては、このような国の県の

指針あるいは支援を受けながら、具体的な取り組みを断行されていかれるおつもりなのか、町長に最後にお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

今る岡議員質問あったわけです。また、当初私がお答えしたことに戻るかと思うわけですが、入札方法については前向きに検討し、見直すべきは見直すことが必要だと私も考えておるわけでございます。

しかしながら、いろいろ総合的なことを勘案して実施することが肝要だと考えておるということで、それ以外に今の段階でお答えする、ちょっとすべがございませんので、その答えで答えとさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

この入札制度改革は、自らの責任で社会状況の変化に、先ほど来おっしゃいますように、柔軟かつ弾力的に対応できるよう体質を強化し、地方分権の体制づくりを推進するための最重要課題としての行政改革の具体項目です。まさに今、社会情勢として談合防止対策や公共入札契約の適正化に向けて、法整備や各自治体の取り組みが進んでいる中、芦屋町の取り組みは遅々として進んでいない、そのように見受けられます。

全国知事会のアピールでは、一連の不祥事は地方行政に対する国民の信頼を著しく損なうものであるとし、地方分権改革の推進にとっても大きな障害になりかねない。極めて憂慮することとらえています。

また、基本的な考えでは、談合は事実上税金の詐取であり、言うまでもなく犯罪であると明言し、我々が自らを律することはもとより、幹部職員、親族、親族が関係する企業をも含めた周辺と業者との透明性を確保する必要がある。特に、選挙時には十分これに留意しなければならないとしています。

芦屋町においても、町長自らが税金を食物にする談合は決して許さないという気概を持って、公共工事の入札、や契約の適正化に向けた施策を積極的に進めていただきたいと思います。また、私たち議員としても、談合に例えば関与したり不正行為に関しては、町の政治倫理条例の遵守を常とすべきということは言うまでもないと思っています。

2番目の職員の意識改革についてお尋ねいたします。

町長も課長も、この職員の意識改革あるいは資質の向上、これは永遠のテーマであると。まさに地方自治の団体事務の中心的位置にある職員の方々の意識改革というのは、本当に永遠のテーマであることは間違いございません。

しかし、先ほど来、皆さんおっしゃってますように、地方分権、私、冒頭の通告書では地方分権を迎えるに当たりと書いておりましたが、この地方政治、地方自治法そのものが地方分権そのものの内容と認識すれば、地方分権を進める、その中での職員の意識改革というのは、本当にこれまでもそれぞれいろんな課題がありながらそれが克服できず、そして今回の行財政改革の中にも上がっているんだろうと思います。

そこで、この行財政改革の基本姿勢の3番目にももちろんこのことを上げて、すべての職員が自らの問題として取り組み、意欲を持って主体的な創意工夫により改革を進める。これは本当に建前的な言葉で、どこでも使われているし、それが永遠のテーマだということでありますけど、今回、議会に提案されている住民参画町づくり条例ですか、その中に第6条の中に職員の責務として、「町職員は積極的に住民の意見を聞くとともに、苦情があった場合は迅速かつ的確に対応するものとする」とあります。

そこで、この行革の中に上げている主体的な創意工夫によりという、この主体的な創意工夫というのはどういうことを言うのか。本当に言葉がきれいな言葉が上がっているんですけど、どういふふうに理解していいのかわかりません。どういうことを言うのか。あるいはこれまで職員の意識改革、資質の向上または人材育成について、これは町独自の取り組みだといったものがあつたら、それをお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

企画課長。

企画課長 鶴原 洋一君

行政改革大綱の行財政改革の基本姿勢の中に、確かに議員おっしゃるように、職員の意識改革として、すべての職員が自らの問題として取り組み、意欲を高め主体的な総意工夫により改革を進めるというふうに定義しております。

これは基本的には地方分権です。地方分権の考え方というのは自主自立です。この一括法が出る前は、やはり国なり県なりが市町村をずっと指導してきたわけです。その一括法、これは平成12年度に成立しましたが、その後については「自主自立」、地方は自らが考えて自らが行動してくれという法の精神。これが主体的な創意工夫という表現となったというものでございます。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

ちょっと手を挙げるのが早過ぎました。これまで町独自の人材育成あるいは意識改革、職員の資質向上に対する町独自の取り組みがあったのかどうかをお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

総務課長。

総務課長 嵐 保徳君

町独自でそういう形をしたというのは、皆さん方に広くお知らせするものはありません。

ただ、資質向上というのはいろんな機会がございます。お金のかけ方もございますし、そういった意味で私どもでは限られた予算でございますので、先ほど言いましたようないろんな市町村職員研修や北九との広域の連携、そういったものを取り入れてやるということで、今まではそういうことで。

2年ぐらい前に管理者の研修というのは独自でやりましたけれども、基本的には独自というのは、その2年前にやった管理職研修ということがございます。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

わかりました。この独自の取り組みはないと。そうしますと、例えばお金の問題もあるとおっしゃってましたが、ちょっと視点を変えて、では今現在それぞれ職員の方々のやる気を持って仕事に当たると、いわゆる事務に当たるといふことでの例えば配置、定期的に行われる配置について、庁内では公募制と言ったら言葉があれかもしれませんが。職員が例えばどこの部署に行って、自分はこういうのをしたいという、そういうような庁内配置に関してのそういう公募制の導入があるのか。ちょっとそのことを先にお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

総務課長。

総務課長 嵐 保徳君

公募制ということとはっておりません。ただ、毎年自分の1年間の業務の目標値、それとか自分の特性だとかいう自己申告制度というものを取り入れております。その中で例えば、自分がこういうところの職種に希望というようなものを全職員出させておりますので、そういった状況も加味しながら、ただ、人事配置でございますので、決してそれがすべてとかいうことではございません。ただ、そうした職員のニーズ的なものは、きちんと把握しております。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

職員の方々の自主的な研究活動あたりがあるのか。あるいは自主的研究活動に対する何か支援策、そういったものがあるのかお尋ねいたします。

議長 横尾 武志君

企画課長。

企画課長 鶴原 洋一君

制度といたしましては、職員の自主研修に関する規定の中で、そういう職員提案についての規則だったか規程だったか要綱だったか記憶しておりませんが、そういうものはございます。

ただ、職員提案については近年、具体的なものは上がってきてないというのが状況です。

それとは別に、今回の行政改革を推進するに当たって、全職員に対して行革に関する個々の考え方について提案をいただいております。これは200件ぐらひは上がってきたと思っております。それぞれの項目の中で、それぞれの職員が考えた改革案というものは、今回の行革の中になんか生かされておるといふふうに考えておりますし、またその職員提案については今後とも検討材料として考えていくべきものというふうに認識しております。

以上です。

議長 横尾 武志君

岡議員。

議員 5番 岡 夏子君

これはいろいろ予算もかかってくるかもしれませんが、お金がないから何もかもできないというのではなくて「最小の経費で最大の効果」、この言葉は地方自治体の使命として基本的なところですが、お金がないからということではなくて、むしろ有形無形でそういういろんな生涯学習の一環で外部の大学からどなたかを呼ぶとか、なるべくお金をかけなくても、そういういろんな方策があると思います。それはもう私、議員としても当然提案していくことの一つの仕事ではございますけれども、そういうこともしながら、やはり職員の士気を上げる。それはまたいろいろ昨日も出てきました。事務評価の問題にもかかわってきますが、とにかく町民のために奉仕している職員の方々が、町民のために働いているということに誇りを持ってやっていただくと、それが本当にどうやったらいいのかというテーマになるんではございますが、それに向けてやっていただきたいと。

最後になります。町長は施政方針で「最小の経費で最大の効果を上げるには、職員の自覚と能力の向上は欠かせない。そのために、あらゆる機会をとらえて職員の資質向上を図る」と述べら

れております。

そして、先ほども鶴原課長がおっしゃいましたが、町民に対するいろんな声を聞かせてもらう、あるいは町の施策、職員のことについても、いろいろ町民の皆さんにこれから問うていきます。そして、その満足度も公表しながら、よりよい町づくりをしていくと。そういうことなども、今後あらゆる機会で町民の皆さんに公表するなり示していただきたいと。そして、町長のマニフェストにもありました出前町長室ですか、これがいつから行われるかわかりませんが、そういうところでも積極的に役場に対する町民の皆さんの思いなり要望なりを十分聞いていただいて、そしてその成果、先ほど来、出てます町民の満足度です。そういうことも精査していただきたいということで、私の一般質問を終わります。

議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わります。